

フォローアップ事項に係る

第 6 次男女共同参画基本計画（令和 8 年 3 月閣議決定）における記載

- 12. 委員会は、前回の勧告（パラ 13）を想起しつつ、締約国に以下のとおり勧告する。
 - (a) 女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正する。

【第 10 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備】

1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

イ 家族に関する法制の整備等

- ① 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、運転免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧氏併記が認められており、旧氏の通称使用の運用は拡充されつつあるが、婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることもないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組む。【関係府省】
- ② 婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。【法務省、関係府省】

- 24. 委員会はさらに、締約国に以下のとおり勧告する。
 - (a) 女性が国会議員に立候補するために必要な 300 万円の供託金を、この意思決定機関における女性の平等な代表性を促進するための暫定的特別措置として削減する。

【第 2 分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

1 政治分野

ア 政党、国会事務局等における取組の促進

- ① 政党に対し、政治分野における男女共同参画推進法の趣旨に沿って、国政選挙における女性候補者の割合を高めることを要請する。具体的には、同法第 4 条の規定を踏まえた数値目標の設定や、候補者の一定の割合を女性に割り当てるクォータ制等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組の実施、議員活動と家庭生活との両立支援策等の環境整備を要請する。また、政党内役員の女性割合を高めるため、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組の実施を要請する。【内閣府】
- ② 各政党における男女共同参画の取組状況及び課題について、毎年、調査し、公表する。【内閣府】
- ③ ハラスメント防止のための取組を始めとする政治分野における男女共同参画推進法に定める施策を踏まえた男女の議員が活躍しやすい環境の整備について、衆議院事務局及び参議院事務局に要請する。【内閣府】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。【内閣府】
- ② 女性を始めとする多様な人材が参画しやすい環境整備のため、各地方議会に対し、出産・育児・介護等に配慮した会議規則の整備や、委員会のオンライン出席を可能とする条例等の整備がより一層促進されるよう、三議長会を通じて要請する。【内閣府】
- ③ 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行うとともに、各地方議会におけるデジタル技術を活

用した議会運営やプライバシーへの配慮に関する取組、候補者となり得る女性の人材育成等にも資する「女性模擬議会」や「議会モニター」等の優良事例について情報提供を行う。【総務省】

- ④ ハラスメントを含む女性の政治参画への障壁について調査を行い、その結果に基づき、広報啓発活動を行うとともに、各地方議会に対し、ハラスメント防止のための取組等が促進されるよう三議長会を通じて要請する。【内閣府】

ウ 政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進

- ① 政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進する。【内閣府】
- ② 出産・育児・介護等に配慮した会議規則の整備やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体における両立支援状況を始めとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進や好事例の横展開を行う。【内閣府】
- ③ 地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行う。【総務省】
- ④ 女性の政治参画への障壁や国内外における取組事例等を調査するとともに、女性の政治参画の重要性・意義と合わせて、広く情報提供・啓発活動を行う。【内閣府】

エ 人材の育成に資する取組

- ① 政治に参画しようとする女性の育成やネットワークに関する情報を収集し、政党や地方六団体、地方公共団体に結果を提供する。【内閣府】
- ② 政治に参画しようとする女性の人材育成に資するよう、女性の政治参画の意義等を分かりやすく発信するなど啓発活動を実施するとともに、各種セミナー・講座や模擬議会等、身近な地域課題の解決等について考える機会の提供を推進する。【内閣府、総務省】
- ③ 政治的中立性を確保しつつ、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育てる主権者教育を推進する。【総務省、文部科学省】
- ④ 各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画に関する情報等の資料の提供を行う。【内閣府】

- 42. 女性と健康に関する一般勧告第 24 号（1999 年）並びに、世界の妊産婦死亡率の削減及び性と生殖に関する保健医療サービスへの普遍的アクセスの確保に関する持続可能な開発目標のターゲット 3.1 及び 3.7 に従い、委員会は、締約国に以下のとおり勧告する。
 - (a) 16 歳と 17 歳の女兒が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすことを含め、全ての女性及び女兒に、緊急避妊薬を含む手頃な価格の現代的避妊方法への適切なアクセスを提供する。
 - (c) 法律を改正し、人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者同意の要件を削除する。

【第 4 分野 生涯を通じた男女の健康への支援】

1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

（2）具体的な取組

ア 包括的な健康支援のための体制・環境の整備

- ⑨ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性に対し、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で、緊急避妊薬を処方箋なしに販売可能になったことを踏まえ、緊急避妊薬を販売する薬局等において、必要に応じて地域の相談支援機関や医療機関等を紹介する等、適切な対応ができる連携体制を整備する。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省】

エ 年代ごとにおける取組の推進

（ア）学童・思春期

- ③ 10 代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出産数等の動向を踏まえて、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進する。また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】